

【 喬木村議会モニター設置要綱 】

（ 目的 ）

第1条 この要綱は、喬木村議会基本条例(平成24年条例第23号)第7条第5項の規定に基づく喬木村議会モニター(以下「議会モニター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。なお、議会モニターは同条例第10条第2項に規定する「議会だより」モニターを兼ねるものとする。

（ 定員 ）

第2条 議会モニターの定員は、推薦及び公募合わせて20名以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、増員することができる。

（ 要件 ）

第3条 議会モニターは、喬木村に居住する者とする。

（ 職務 ）

第4条 議会モニターは、本会議や委員会を傍聴したり、議会だよりや村のホームページの中の議会に係る部分を見て、議会運営等の要望、提言などを述べることを職務とする。

（ 意見等の活用 ）

第5条 議会モニターから要望、提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該要望、提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2. 前項の規定による検討結果は、当該意見等を提出した議会モニターに通知するものとする。公表する場合は、公正、公平を期するため、原則としてモニターの氏名は公表しない。

（ 募集方法 ）

第6条 議会モニターは、分館単位から区長・自治会長等の推薦16名以内、公募4名以内とする。ただし、公募により定員に満たない場合は、これ以外の方法によることができる。

（ 委託 ）

第7条 議会モニターは、議長が委託する。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中でモニターに委託された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(謝礼)

第9条 議会モニターの活動に対し、予算に定める範囲内で謝礼することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。